**様式第１号**

　　年　　月　　日

山梨県知事　殿

　（申請者）

郵便番号

住所

名称

代表者の役職・氏名

施設園芸等経営強化推進事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり事業を実施したいので、施設園芸等経営強化推進事業費補助金交付要綱第５条の規定により、関係書類を添えて提出します。

なお、事業計画書及び関係書類に虚偽や不正がないことを申し添えます。

１　補助金対象経費及び補助金申請額等

（１）補助対象経費　　金　　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜）

　（２）補助金申請額　　金　　　　　　　　　　　　　　　　円

　（３）事業実施期間

　　　　交付決定通知日又は事前着手届記載の着手予定日から　　年　　月　　日まで

２　事業内容

　　（別添）事業実施計画書のとおり

３　添付資料

　　・事業実施計画書（添付様式第１－１号または第１－２号）及び誓約書（添付様式第２号）

　　・その他、知事が必要と認める資料

※押印は省略しても差し支えない。

**（添付様式第１－１号）施設園芸農業者用**

事業実施計画書（兼 実績内訳書）

１　事業実施者の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名 |  |
| 住　所 | 〒 |
| 電話番号  ※日中連絡が取れる  携帯番号等 |  |

２　本事業における取組内容及び期待される効果

|  |
| --- |
|  |

３　機器を導入する施設の状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設  番号 | 施設の所在地 | 面積  (a) | 主な栽培品目 |
| １ |  |  |  |
| ２ |  |  |  |
| ３ |  |  |  |

４　今回導入する機器（新規導入に限る）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 施設  番号※1 | 機器種別  （該当に○） | 機器  番号※2 | 品名・型式等※３ | 数量 | 事業費  （税抜・円） |
| １ |  | 省エネ・省力化  ・生産性向上 |  |  |  |  |
| ２ |  | 省エネ・省力化  ・生産性向上 |  |  |  |  |
| ３ |  | 省エネ・省力化  ・生産性向上 |  |  |  |  |
| 合　計 | | | | | |  |

　※１　当該機器を導入する施設を「２　機器を導入する施設の状況」に記載した番号から記入

　 ※２　①ヒートポンプ、②環境制御装置、③循環扇、④自動換気装置、⑤常温煙霧機、⑥炭酸ガス発生装置　から番号を選択し記入

　 ※３　カタログ等に記載のある商品名やメーカー、型番等がわかるように記入

　　　　　　　　　　　　　　　　　補助金の額

　　　　　　　　　　　　　　　　　※ 事業費（税抜）合計額×2/3 (千円未満切り捨て）

**（添付様式第１－２号）水産養殖事業者用**

事業実施計画書（兼 実績内訳書）

１　事業実施者の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名 |  |
| 住　所 | 〒 |
| 電話番号  ※日中連絡が取れる  携帯番号等 |  |

２　本事業における取組内容及び期待される効果

|  |
| --- |
|  |

３　機器を導入する施設の状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設  番号 | 施設の所在地 | 主な養殖業種 |
| １ |  |  |
| ２ |  |  |
| ３ |  |  |

４　今回導入する機器（新規導入に限る）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 施設  番号※1 | 機器種別  （該当に○） | 機器  番号※2 | 品名・型式等※３ | 数量 | 事業費  （税抜・円） |
| １ |  | 省エネ・省力化 |  |  |  |  |
| ２ |  | 省エネ・省力化 |  |  |  |  |
| ３ |  | 省エネ・省力化 |  |  |  |  |
| 合　計 | | | | | |  |

　※１　当該機器を導入する施設を「２　機器を導入する施設の状況」に記載した番号から記入

　 ※２　①LED照明、②冷凍・冷蔵設備、③高効率水中ポンプ、④フィッシュポンプ、⑤自動選別器、⑥紫外線殺菌灯、⑦自動給餌器、⑧水質観測機、⑨自動検卵機、⑩自家発電機、⑪養殖用水車（モーターを含む）　から番号を選択し記入

　 ※３　カタログ等に記載のある商品名やメーカー、型番等がわかるように記入

　　　　　　　　　　　　　　　　　補助金の額

　　　　　　　　　　　　　　　　　※ 事業費（税抜）合計額×2/3 (千円未満切り捨て）

**（添付様式第２号）**

誓 　　約 　　書

私は、補助金申請要件をすべて満たしており、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要とする場合は、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

１　自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

（１） 暴力団 （暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２） 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３） 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

（４） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

（５） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（６） 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（１）から（５）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

２　１の（２）から（６）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

３　申請書類に記載された内容に虚偽が判明した場合や、補助条件を満たさなくなった場合は、補助金の返還に応じるとともに、加算金の支払いに応じます。

４　本事業において取得した財産の処分等については、補助金交付要綱等に従うことを承諾します。

５　同一の対象機器、経費等で、国県及び市町村が実施する設備導入等に係る他の補助制度と併用して交付を受けません。また、併用して交付を受けた場合は、県へ補助金の返還をします。

６　補助金受給額を不当に釣り上げ、関係者へ報酬を配賦するといった不正な行為に加担していないこと及び今後も加担しないこと。

７　補助事業が、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って適正に実施されていることを確認するため、県が必要に応じて実施する現地調査や求められた追加書類の提出について協力します。

　　　　年　　　月　　　日

 山梨県知事 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　〔 法人にあっては事務所所在地 〕

住　　　所

〔 法人にあっては法人名、代表者名 〕

（ふりがな）

氏　　　名　　　　　　　　　　　　　　 　 　　㊞

性　　　別 （　男　・　女　）

生年月日 （昭和・平成） 　　年 　　月　　 日

**様式第２号**

番　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

　申請者　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山梨県知事　長崎　幸太郎

施設園芸等経営強化推進事業費補助金交付決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった施設園芸等経営強化推進事業費補助金については、同補助金交付要綱第６条の規定により、次のとおり交付することに決定しました。

１　補助金の交付対象となる事業及びその内容は、　　　　年　　月　　日付けで申請のあった施設園芸等経営強化推進事業費補助金交付申請書の記載のとおりとする。

２　補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業の内容が変更された場合においては、この限りでない。

　　補助対象経費　　　　金　　　　　　　　円

　　補助金の額　　　　　金　　　　　　　　円

３　補助対象事業の期間は、　　　年　月　日から　　　年　月　日までとする。

４　補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

（１）補助対象事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の目的の達成に支障をきたさない軽微の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合は、この限りでない。

（２）補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（３）補助対象事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（４）同一の補助対象機器及びその導入に係る経費等について、国、県、市町村等が実施する他の補助制度と併用して交付を受けてはならない。

（５）同補助金交付要綱第５条第２項ただし書による交付申請がされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うものとする。

（６）補助対象事業の実施に当たり、施設園芸等経営強化推進事業費補助金交付要綱　　その他法令及び条例等の規定を遵守しなければならない。

（７）補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、財産管理台帳を整備しその保管状況を明らかにするとともに、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

（８）取得財産については、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）を勘案して別に定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

５　補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

（１）次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

　　ア　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

イ　補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

ウ　４（１）による知事の承認なく、事業内容等を変更した場合

エ　４（８）に違反して知事の承認を受けないで補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供した場合

オ　アからエの他、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合又は知事の指示に従わなかった場合

（２）補助金の交付決定の取消又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。また、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年１０．９５％の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

６　４（８）に係る知事の承認を受ける場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分について期限を定めて返還を命ずる。また、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年１０．９５％の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

７　補助金の返還を命ぜられ、その納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年１０．９５％の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

８　補助対象事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助対象事業の遂行状況について報告させることがある。

９　補助対象事業が完了した日又は廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は令和６年１２月２８日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第６号）を知事に提出しなければならない。交付決定をした年度に補助対象事業が完了しない場合は、補助事業者は当該年度に係る実績報告書を交付決定した年度の翌年度の４月１０日まで知事に提出しなければならない。ただし、補助対象事業への事前着手が認められ、交付決定前に補助対象事業が完了している場合は、交付決定日から起算して１箇月以内に提出するものとする。

　１０　補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助金の額が確定した日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けた場合はその年度までとする。

**様式第３号**

　　年　　月　　日

　山梨県知事　殿

（申請者）

住所

名称

代表者の役職・氏名

施設園芸等経営強化推進事業費補助金変更承認申請書

　　　　　年　　月　　日付け　　第　　　　号で交付決定のあった施設園芸等経営強化推進事業費補助金について、次のとおり変更したいので、同補助金交付要綱第７条（１）の規定により申請します。

１　変更の理由

２　変更の内容

※補助金の交付決定を受けた事業内容と、変更後の事業内容の違いがわかるように記載

　３　補助対象経費の変更及びそれに伴う補助金交付申請額の変更

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 補助対象経費（円） | 補助金の額（円） |
| 変更前 |  |  |
| 変更後 |  |  |

※金額に変更がある場合のみ記載

４　添付資料

　　・変更後の事業実施計画書（添付様式第１－１号または第１－２号）

　　・変更後の補助対象経費の算定根拠となるもの

・その他、知事が必要と認める資料

※押印は省略しても差し支えない。

**様式第４号**

　　年　　月　　日

　山梨県知事　殿

（申請者）

住所

名称

代表者の役職・氏名

施設園芸等経営強化推進事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

　　　　　年　　月　　日付け　　第　　　　号で交付決定のあった施設園芸等経営強化推進事業費補助金について、次のとおり事業を中止（廃止）したいので、同補助金交付要綱第７条（２）の規定により申請します。

１　中止（廃止）予定年月日

　　　　　　年　　月　　日

２　中止（廃止）の理由（※できるだけ具体的に記載し、参考となる資料等があれば添付すること）

　３　（中止の場合）事業を再開する時期

　備　考

　１．中止とは、計画の見直し等により、補助対象事業を一時的に中断することを指す。

　２．廃止とは、補助対象事業自体を取りやめることを指す。

　３．押印は省略しても差し支えない。

**様式第５号**

　　年　　月　　日

　山梨県知事　殿

（申請者）

住所

名称

代表者の役職・氏名

施設園芸等経営強化推進事業費補助金事前着手届

施設園芸等経営強化推進事業費補助金について、交付決定前に着手したいので、同補助金交付要綱第８条第２項の規定により提出します。

なお、同補助金交付要綱第５条の規定により申請した補助金申請額どおりに交付決定がされず補助金が交付されないこととなっても、異議を申し立てないことを誓約します。

１　事前着手する内容

２　事前着手の理由

３　着手及び完了予定年月日

　　着手予定日　　　　　　年　　月　　日

　　完了予定日　　　　　　年　　月　　日

　備　考

　１．着手予定日は、契約予定日または発注予定日を記入する。この予定日よりも前に着手（契約・発注等）することがないよう留意すること。

　２．完了予定日は、機器の購入・設置が終了し、支払い等すべての事務が完了する予定日を記入する。機器の納品完了日や設置工事完了日ではないので注意する。

　３．完了予定日以降に支払っていることが判明した場合は、補助金を支払うことができないため、余裕を持って完了予定日を記入する。

　４．押印は省略しても差し支えない。

**様式第６号**

　　年　　月　　日

山梨県知事　殿

（申請者）

住所

名称

代表者の役職・氏名

施設園芸等経営強化推進事業費補助金実績報告書

　　　　　年　　月　　日付け　　第　　　　号で交付決定のあった施設園芸等経営強化推進事業費補助金について、同補助金交付要綱第９条第１項の規定により、次のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

１　対象経費及び交付請求額

（１）補助対象経費　　金　　　　　　　　　　円

（２）補助金請求額　　金　　　　　　　　　　円

（３）事業実施期間　　　　　　年　　月　　日～　　　　年　　月　　日

２　実施した内容

　（別添）実績内訳書のとおり

３　補助金の振込先（申請者名義の口座）

　　　振込先金融機関名

本店・支店名（　　　　　　　　　　　　）

　　　預金種別　　　　　当　　座 ・ 普　　通

（フリガナ）　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　口座名義

口座番号

４　添付資料

　・実績内訳書（添付様式第１－１号または第１－２号）

　・その他、知事が必要と認める資料

備　考

１．１（３）事業実施期間の開始日は実際に着手（契約・発注）した日を、終了日は実際に機器設置工事や支払い等すべての事務が完了した日を記入する。

２．押印は省略しても差し支えない。

**様式第７号**

　　年　　月　　日

山梨県知事　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（申請者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の役職・氏名

施設園芸等経営強化推進事業費補助金年度終了実績報告書

　　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　　　号で交付決定のあった施設園芸等経営強化推進事業費補助金について、同補助金交付要綱第９条第３項の規定により、次のとおり報告します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 交付対象  事業費 | 事業の遂行状況 | | | | 備　考 |
| 令和６年３月３１日  までに完了したもの | | 令和６年４月１日  以降に実施するもの | |
| 事業費 | 出来高比率 | 事業費 | 事業完了  予定年月日 |
|  | 円 | 円 | ％ | 円 |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |

※押印は省略しても差し支えない。

**様式第８号**

年　　月　　日

山梨県知事　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（申請者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の役職・氏名

施設園芸等経営強化推進事業費補助金消費税及び地方消費税

に係る仕入控除税額の確定報告書

年　 月　 日付け　　第　　　　号で交付決定を受けた施設園芸等経営強化推進事業費補助金について、同補助金交付要綱第１０条の規定により、次のとおり報告します。

１ 補助金額

　　　　　　　　　　　　円

２ 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

　　　　　　　　　　　　円（Ａ）

３ 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る

仕入控除税額

　　　　　　　　　　　　円（Ｂ）

４ 補助金返還額（Ａ－Ｂ）

　　　　　　　　　　　　　　円

５　添付書類

・返還額に係る積算の内訳

・その他、知事が必要と認める資料

※押印は省略しても差し支えない。

**様式第９号**

番　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

　申請者　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山梨県知事　長崎　幸太郎

施設園芸等経営強化推進事業費補助金額の確定通知書

　　年　　月　　日付け第　　　　号で交付決定のあった施設園芸等経営強化推進事業費補助金について、同補助金交付要綱第１１条第１項の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

確定額 　　　　　　　　　　　　　　　　円

**様式第１０号**

　　年　　月　　日

山梨県知事　殿

（申請者）

住所

名称

代表者の役職・氏名

施設園芸等経営強化推進事業費補助金概算払請求書

　　　　　年　　月　　日付け第　　　　号で交付決定のあった施設園芸等経営強化推進事業費補助金について、同補助金交付要綱第１２条第２項の規定により、次のとおり概算払の請求をします。

１　概算払請求額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　内　訳

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金交付  決定額 | 既概算  交付額  ② | 差引額  ①-②=③ | 概算払  請求額  ④ | 備考 |
| (円) | (円) | (円) | (円) |  |

２　概算払請求の理由

３　補助金の振込先（申請者名義の口座）

　　　振込先金融機関名

本店・支店名（　　　　　　　　　　　　）

　　　預金種別　　　　　当　　座 ・ 普　　通

（フリガナ）　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　口座名義

口座番号

４　添付資料

・知事が必要と認める資料

　　※押印は省略しても差し支えない。

**様式第１１号**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業実施者名 |  | 事　　業  実施年度 | 令和　　　年度 | | 補助金名 | 施設園芸等経営強化推進事業費補助金 | | | | | | |
| 事　業　内　容 | | | 工期又は取得日 | | 経費の配分 | | | 処分制限期間 | | 処分の状況 | | 適要 |
| 機器名 | 設置場所 | 事業量 | 着工  年月日 | 竣工  年月日 | 事業費 | 負担区分 | | 耐用  年数 | 処分  制限  年月日 | 承認  年月日 | 処分の  内容 |
| 県費 | その他 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）１　処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

　　　２　処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。

　　　３　概要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権者の名称又は補助金返還額を記入すること。

　　　４　この書式により難い場合には、必要事項を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

**様式第１２号**

令和　　年　　月　　日

山梨県知事　殿

（申請者）

住所

名称

代表者の役職・氏名

施設園芸等経営強化推進事業費補助金財産処分承認申請書

　施設園芸等経営強化推進事業費補助金により取得した財産を、次のとおり処分したいので施設園芸等経営強化推進事業費補助金交付要綱第１５条第２項の規定により申請します。

１　補助金の額の確定年月日及び通知番号

令和　　年　　月　　日付け　　　　　第　　　　　号

２　処分する財産名等

３　取得価格

４　取得年月日

５　処分の内容（有償・無償の別も記載）及び処分予定日

６　処分しようとする理由

　７　処分予定価格

８　添付書類

・財産管理台帳

・その他知事が必要と認める書類

※押印は省略しても差し支えない。